

いじめ防止等対策について

1 文部科学省の動き

○平成 25 年 9 月 「いじめ防止対策推進法」の施行

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関して基本理念を定め、また、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定を定めるなど、いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（以下、主な内容）

- ・「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義
- ・地方公共団体や学校は、いじめ防止等のための「基本方針」を策定
- ・全ての学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、専門的知識を有する関係者等で構成するいじめ防止等対策組織を設ける。
- ・「重大事態（生命心身財産重大事態／不登校重大事態）」の発生時には、教育委員会又は学校の下に調査組織を設置して調査を実施

○平成 25 年 10 月 「いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）」の策定

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として文部科学大臣が定める。（以下、主な内容）

- ・いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- ・いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 など

○平成 29 年 3 月 「いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（重大事態ガイドライン）」の策定

いじめ防止基本方針を改定し、いじめの防止や対処におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の関与の必要性や、いじめを受けた児童生徒への支援を的確に行うため「いじめ解消」の定義の明確化などを行った。

また、教育委員会や学校による「重大事態への対処」が的確に行われない事案や、被害児童生徒や保護者の意向が調査に全く反映されないなどのケースがあることが指摘され、これに対応するため、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（重大事態ガイドライン）」を策定した。

○令和 6 年 8 月 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（重大事態ガイドライン）」の改訂

重大事態の発生件数が増加傾向にあることや、いじめ防止対策推進法の施行から 10 年が経過し調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、重大事態ガイドラインを改訂（調査実施における留意事項等の明確化など）した。（以下、主な内容）

- ・いじめ重大事態に対する平時からの備え
- ・重大事態発生時の対応
- ・対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- ・重大事態調査の進め方
- ・調査結果の説明・公表
- ・重大事態調査の対応における個人情報保護
- ・調査結果を踏まえた対応 など

2 本市の取組について

【基本方針・条例の制定等】

本市では、いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、平成26年3月に「仙台市いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等に取り組んできた。

平成30年4月には、市長部局（子供未来局）に、いじめ対策を総括的に担当するいじめ対策推進室を設置し、条例の検討をはじめ、全庁を挙げて取組を進めてきた。

平成31年4月、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を高め、未来を創るかけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現することを目指し、「仙台市いじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、条例の内容等を踏まえ、「仙台市いじめ防止基本方針」を改定した。

また、令和7年4月、本市のいじめ防止等対策における新たな取組や見直しと、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等を踏まえ、「仙台市いじめ防止基本方針」を改定した。

【いじめの未然防止に係る取組】

（1）いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施

毎年5月と11月に、全市立学校で、いじめ防止「きずな」キャンペーンを実施。

令和6年度より、いじめ防止「きずな」アクションを5月から実施することも可とし、各校独自の活動を行うことで、児童生徒の意識向上を図る。



いじめ防止「きずな」キャンペーンの活動
あいさつ運動の様子

（2）学級生活アンケート調査の実施

学校風土の把握ツールによるアンケートを年3回実施し、教職員が児童生徒理解に努め、指導力向上を図るとともに、児童生徒への支援のあり方を検討し、今後の対応や学級経営の方針の策定に活用している。

【いじめ事案対応に係る取組】

（3）仙台市いじめアンケート等の実施

11月に市立学校共通のアンケートを実施。

このほか、学校独自のいじめアンケートや学校生活アンケートを年に3～10回程度実施し、児童生徒の状況を把握するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。

（4）いじめ事案集計表の報告

各校でのいじめ事案を所定の集計表にまとめ、毎月、教育委員会に報告する。

いじめ事案の対応の都度記載し、毎月末の被害児童生徒の欠席日数を更新することなどにより、不登校重大事態の予防、早期対応につなげる。

（5）24時間いじめ相談専用電話の実施

いじめ相談専用電話を設け（委託）、24時間相談員が児童生徒や保護者の相談を受ける。

相談員から、教育委員会が報告を受け、学校に情報提供し、状況確認や対応を依頼し、事案の深刻化・複雑化を防止する。

(6) 仙台市いじめ・学校生活 SNS 相談の実施

SNS やチャットを活用し、いじめを含めた様々な悩みを抱える児童生徒の相談を受けるとともに、自分や友人についてのいじめ等の SOS を受ける。(委託)

相談(チャットによるやり取りをしながら相談を受ける)は、毎週日曜日と年間6期間(大型連休前後、長期休業明け前後等)の午後6~9時に相談員が対応し、SNSによるSOSは24時間対応している。



SNS相談周知用チラシ(一部)

(7) 仙台市いじめ等相談支援室 (エスケット (S-K E T)) の運営

学校や教育委員会とは異なる立場で、いじめの問題に詳しい法律や心理の専門家が中心となり、相談を受けている。問題解決に向けて、学校など関係機関と調整を図るなど、児童生徒や保護者の支援を行っている。

(8) インターネット巡視の実施

児童生徒のインターネット等を介したトラブルの未然防止を図るため、SNSや掲示板等の巡視を実施し、児童生徒による不適切な書き込み等の監視を継続して行っている。

【学校の人員体制に係る取組】

(9) いじめ対策担当教諭の配置

いじめの未然防止、早期発見と迅速な対応等について、校内指導体制を整備し、学校組織を円滑に機能させる役割を担う「いじめ対策担当教諭」を各校に配置する。

(10) いじめ対策支援員の配置

いじめ事案を抱え配置が必要な小学校25校に、元警察官や元教員等の「いじめ対策支援員」を一定期間配置する。

(11) スクールカウンセラーによる支援

全市立学校に、週1日スクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行っている。

(12) スクールソーシャルワーカーによる支援

拠点校である市立中学校等に週1日スクールソーシャルワーカーを配置し、学区の小学校も含めて全市立学校をカバーする体制とし、相談対応のほか、児童生徒を取り巻く関係調整や各関係機関との連絡調整を行っている。

(13) さわやか相談員の配置

児童生徒の身近な遊び相手や相談相手となるさわやか相談員を150校に配置し、教員とは違う視点から児童生徒に関わり、悩みや問題の解決を図っている。

【教職員の対応力向上に係る取組】

(14) いじめ防止等対策に係る総点検の実施

年度初めに、全教職員によるチェックシートを用いたいじめ対応に係る基本事項の確認や学校いじめ防止基本方針の見直し、校内研修、いじめ対策ハンドブックの読み合わせ、スクールロイヤー作成動画等により、いじめ防止の取組の点検を実施する。

令和6年度から、不登校支援に関する総点検も加えて実施している。

(15) いじめ防止等対策やいじめ対応に係る動画視聴

教育委員会が作成したいじめ防止等対策の動画を全教員が視聴する。

また、管理職及びいじめ対策担当教諭は、スクールロイヤー（弁護士）が作成したいじめ対応に係る動画も視聴する。

(16) いじめ対策担当教諭研修の実施

従来はいじめ防止等に関する研修に加え、こどもの意見表明権についての講話や、児童生徒への指導の在り方に関するコーチングについての講話なども行う。

【学校の対応力向上に係る取組】

(17) いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問

教育委員会のいじめ不登校対応支援チームが全市立学校を訪問し、未然防止対策の確認や不登校対応に関する学校体制の確認等を行う。

また、校内研修において、OJTやロールプレイを取り入れた実践研修を行うことなど助言している。

(18) スクールロイヤーによる

児童生徒向けいじめ予防授業の実施

小学校5年生から高校3年生を対象に、スクールロイヤーが学校を訪問し、児童生徒向けにいじめ予防授業を実施している。

また、小学校5年生から中学校3年生を対象に、スクールロイヤーと教育委員会が協働で作成した、児童生徒向けにいじめ予防授業の指導案を市立小中学校に提供している。



スクールロイヤーによる予防授業

(19) いじめ不登校対策推進協力校の設置

令和7年度は、いじめ防止対策と、不登校支援に関する取組について、小中学校それぞれ2校ずつ、計4校を推進協力校に指定し、教育委員会より指導・助言を行っている。推進協力校においては、実践研究を進め、年度末に成果発表を予定している。



いじめ防止に向けた
児童生徒の話合いの様子

(20) 「仙台市いじめ防止基本方針」の改定に関する通知

「仙台市いじめ防止基本方針」の改定（令和7年4月）について市立学校に通知し、教職員への周知を図るとともに「学校いじめ防止基本方針」の改定を依頼した。

【その他の取組】

(21) 地域社会全体に向けた広報啓発

社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るため、市いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっぽ」やデジタル広告、リーフレット等を通じ、情報発信を行っている。

(22) 仙台市いじめ防止等対策検証会議

本市のいじめ防止等対策の効果的な推進を図るため、条例に基づき、いじめ防止等対策検証会議を設置し、会議における検証結果や提案を施策の見直しにつなげている。

(23) 仙台市いじめ問題対策連絡協議会

法及び条例に基づき、法務局、警察、児童相談所、学校、教育委員会、児童生徒の保護者、関係行政部署等で構成する協議会を設置し、いじめ防止等対策の推進に必要な事項に関し連絡及び協議を行っている。

(24) 仙台市いじめ防止等対策本部会議

本市におけるいじめの防止等の対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、施策を効果的に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長、各局区長で構成する本部会議を開催している。

3 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

※別紙